



## 様式のダウンロード

支援金の申請に必要な様式は、尾道市ホームページからダウンロードしてください。

➤ 尾道市HP > くらしの情報 > 子育て > 尾道市保育所等従事者支援金の給付について

## 申請方法

### 1 申請

給付対象施設を運営する事業者の方は、給付対象者に申請の意向を確認し、次のア及びイを尾道市子育て支援課に提出してください。

- ア 尾道市保育所等従事者支援金申請書兼請求書（代理申請）【様式第2号】
- イ 委任状 【様式第3号】

### 2 給付

申請に不備がない場合は、申請日から約1か月で給付します。審査結果は書面で通知します。

### 3 配付

給付を受けた事業者は、給付対象者1人につき3万円を、現金又は口座振り込みで受領後1か月以内に支払ってください。

### 4 完了報告

給付対象者への支払いを完了した事業者は、受領後2か月以内に、次のウとエを尾道市子育て支援課に提出し、配付の完了を報告してください。

- ウ 支払報告書 【様式第6号】
- エ 代理受領に係る受領書 【様式第7号】

## Q&A

Q 支援金の申請は個人でもできますか？

A 原則として、事業者が支給対象者全員分を取りまとめて申請し、受領後対象者に配布してください。ただし、尾道市会計年度任用職員は個人で申請し、給料等の受取口座に振り込まれます。

Q 放課後等デイサービスでも勤務しており、既に広島県の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の給付を受けています。この保育所等従事者支援金も申請してよいでしょうか？

A 支給対象外です。国や自治体の新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（医療・介護・障害）他、同様の趣旨の給付金を既に受けられた方は対象外となります。

Q 全ての職種が対象であるとありますが、保育士以外の職員も対象となりますか？業務受託者や派遣労働者も対象となりますか？

A 職種による限定はなく、子どもや保護者との接触を伴う業務に従事された方は対象となります。また、業務受託者や派遣労働者であっても、給付対象施設での勤務が給付要件を満たしていれば対象となります。

## お問い合わせはこちらへ

尾道市福祉保健部子育て支援課（受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分）

【保育施設担当】

児童保育係 0848-38-9207

【放課後児童クラブ・児童養護施設・母子生活支援施設担当】

子育て支援係 0848-38-9219